

5 年 保 存  
平成33年12月31日満了

F N o. - 01010802  
崎地(指)第535号  
崎情(電)第356号  
平成28年10月3日

関係各所属長 殿

長崎県警察本部長

車載用映像記録装置運用要領の制定について (通達)  
(概要)

最近の治安情勢の変化等に対応するため、警ら用無線自動車に車載用映像記録装置を搭載したことから、国民のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、適正かつ効果的な運用を図るため運用基準を定めたもの。